

市 長 会 見 資 料
2025 年（令和 7 年）6 月 5 日
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 企 画 室 学 校 管 理 担 当

議案第 39 号 明石市立学校条例の一部改正
中学校及び明石商業高等学校体育館の空調整備について

近年、気候変動の影響によって、猛暑による熱中症のリスクが増加しています。
このため本市は、市内全中学校と明石商業高等学校の体育館に空調設備を整備し、令和 7 年 8 月より使用を開始いたします。
設置工事は市内 3 地域（東部・中部・西部）に分割して施工し、工事が完了次第、運転を開始いたします。なお、空調機器の使用料は、下記のとおりとなりますが、条例が施行される 8 月までの試運転期間は、無料といたします。

1 整備内容

- (1) 対象施設：市内 13 中学校及び明石商業高等学校の体育館
市内 3 地域（東部・中部・西部）に分割して施工
- (2) 空調使用料：500 円/30 分（実費相当分）
※市の関係団体等が利用する場合は、空調使用料が必要となります。ただし、施設使用料については、これまで通り無料です。

2 総事業費

予算額：370,000 千円（契約額：369,600 千円（当初））

3 試運転

- (1) 東部・中部において、空調設置工事の完了から 7 月末までは、試運転にて利用できます。
- (2) 試運転期間中の空調使用料は、無料となります。

4 スケジュール（予定）

令和 7 年 4～6 月	設置工事（東部・中部） ※ 7 月は試運転
令和 7 年 4～7 月	設置工事（西部）
令和 7 年 8 月	空調機器の稼働（条例施行）